

長崎労働基準監督署発表
令和8年3月11日（水）

【照会先】

長崎労働基準監督署

副 署 長 中川 征治

○第一方面主任監督官 石津 洋超

電話 095-846-6391（17:15 まで）

095-846-6354（17:15～19:00）

最低賃金法違反容疑で書類送検

～2か月分の賃金不払いの疑い～

長崎労働基準監督署（署長 いのうえ かずひで 井上 和秀）は、本日、株式会社 NSC 及び同社代表取締役を、最低賃金法違反の疑いで長崎区検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

労働者7名に対し、令和7年10月分から同年11月分までの2か月間の定期賃金（合計約191万円）を、それぞれの所定支払日に支払わなかった疑い。

1 被疑者

(1) 株式会社 NSC（エヌ エス シー）

所在地：長崎県長崎市魚の町

事業内容：建設業界誌の出版・販売業

(2) 代表取締役 A

2 違反条文

被疑者株式会社 NSC、被疑者 A ともに最低賃金法違反

同法第4条第1項（最低賃金の効力）

同法第40条（罰則）

同法第42条（両罰規定）

3 被疑内容

被疑者 A は、長崎県長崎市魚の町に「株式会社 NSC」という商号の事業場を置き、佐賀県佐賀市に佐賀支社を設けて、建設業界誌の出版・販売業を営むもので、当該事業場の代表取締役として事業全般を統括し、賃金支払いの責任を有する使用者です。A は、雇用する労働者7名に対して、令和7年10月分から同年11月分までの2か月間の定期賃金合計約191万円を、それぞれの所定支払日に、長崎県最低賃金（時間額953円）又は佐賀県最低賃金（時間額956円）以上の金額で支払わなかった疑いがあるものです。

4 参考事項

- (1) 賃金は労働者とその家族にとって欠くことのできない生活の糧となるものです。事業主はいかなる事情があろうとも労働者に賃金を支払う責務があり、これを果たさなかった責任は重大です。当署は、今後においても賃金不払を発生させた事業主については、厳正に対処していく方針です。

なお、過去5年間における長崎労働局管内の最低賃金法第4条第1項違反での送致件数は15件（うち、当署は4件）です。

- (2) 長崎県最低賃金は、令和6年10月17日から令和7年11月30日までは時間額953円でしたが、同年12月1からは時間額1,031円です。また、佐賀県最低賃金は、令和6年10月17日から令和7年11月20日までは時間額956円でしたが、同年11月21日から時間額1,030円です。この新しい最低賃金は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

5 資料

- (1) 関係法令（別紙1）

関係法令

最低賃金法（昭和34・4・15法律第137号）

（最低賃金の効力）

第4条

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

（第2項及び第3項省略）

（罰則）

第40条

第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第42条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。